

## 滋賀県子ども若者審議会 第6回条例検討部会 議事概要

- 1 日 時 令和6年4月19日(金) 17時30分～19時30分
- 2 場 所 滋賀県庁北新館5-B会議室
- 3 出席委員 伊丹稔委員、植松潤治委員、崎山美智子委員、佐々木マリアナ春美委員、住田光生委員、田井中歩乃佳委員、田中洋一委員、中村凜之介委員、野田正人部会長、堀江昌史委員、宮嶋加奈江委員、山本一成委員、山本久子委員  
(五十音順)

### 4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は13名(定員17名)であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○野田部会長あいさつ

(1) 「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の検討について

【事務局説明】

事務局より資料2に基づき説明

(委員)

回答数が11,479件ということであるが、回収率や回答率はわかるのか。

(事務局)

対象となる子どもを抽出して回答の依頼をしたのではなく、県ホームページで回答フォームのリンク先を掲載するほか、県立学校や各市町の教育委員会を通じて、協力いただける学校の児童生徒から回答をいただいたものであるから、回収率という形ではお示しすることはできない。

(委員)

このようなアンケートは、回収率が何パーセントであったかという点が評価するに当たって重要であり、どんな方法でもいいので、これがどれくらいの子どもの意見を反映させているのかということは、押さえておく必要があるのではないか。隠れた意見がこの後ろにたくさんあるということであれば、これは単なる参考にしかならないのかなと思うので、ぜひその点を押さえていただきたい。

(部会長)

県外の子どもが回答している可能性はあるのか。

(事務局)

県のホームページに回答フォームのリンク先を掲載し、誰でもアクセスは可能であるので、その可能性はある。

(部会長)

例えば県内の子どもの総数や学年別の人数はわかると思うので、これを母数に大雑把な率を出すことは可能だと思うが、先ほどのケースや私立の学校の場合など、県外の子どもが含まれている可能性があるという曖昧さは残ってしまう。

(委員)

1人1台タブレットが配布されていると思うが、このアンケートを自身のタブレットから回答された子どもは多くいるのか。

(事務局)

授業の一環として、タブレットを使って回答する形で協力いただいた学校もある。

(委員)

今回だけではなく、今後も同じように学校に協力してもらい、タブレットを使って子どもの意見を伝えてもらうということを想定されているか。それとも、今回は特別に協力してもらったということか。

(事務局)

回答手段としてタブレットを使うことは有用であることを今回のウェブアンケートを実施して感じたところであるが、一方で、各学校の先生方に対して子どもへのチラシ配布など、どうしても負担をお願いする部分があるので、全てがこの形を取れるかというところは今後、県や各市町の教育委員会と相談しなければならない。昨年度に県のホームページに開設した子どもポータルサイトでは、子どもに対するWEBアンケートが実施できるようページを作っているので、ネットの活用によるアンケートの実施は引き続き検討していきたい。

#### 【事務局説明】

事務局より資料1-1、1-2に基づき説明

(部会長)

先ほど事務局より6月を目途にとりまとめるという説明があったが、タイムスケジュールを念頭に置きつつ議論していきたい。

(委員)

1年間やってきて、子どもの権利委員会を作るという話が出てきて、ようやくここまでできたかという風に思っている。作ることにしても大賛成だが、これがどのようなものになるかが大事であり、子どものためにならなければ意味がない。

子どもの声を受け止めることは意外と難しい。どうしても大人は、子どもは自分の言いたいことを上手く言えないと思いがちで、大人が代弁しようとするが、実は子どもの思いと大人の思いが違うことが度々あり、子どもの声がかき消されるということがよくあると感じているところ。例えば、いじめ調査や少年事件、養護施設などで子どもの声聞くことがあるが、子どもたちは自分の意見を聞いてもらったという経験が乏しく、先ほど紹介いただいたアンケートの回答でも、自分たちの意見を否定しないで聞いてほしいというような回答がたくさんあったが、それを実現するのにどうすればいいかということを考えないといけないと思っている。

アドボカシーという言葉も、時々この会議の中でも言っているが、それは子どもの意見表明を支援するというもので、子どもの声をしっかり伝えるマイクになる大人が必要だということであるが、ぜひアドボカシーの仕組みを少しでも取り入れていただきたい。

また、子どもの意見と大人の意見はどうしても対立する場面が多くあるので、どっちの意見をより尊重してしっかり聞くかという時に、目的規定に返らざるを得ないと思われる。その目的規定には、子どもの権利が保証されるとともに、県民が安心して子どもを産み育てることができという内容になっており、子どもの権利の保障と大人の子どもを産み育てる環境の整備というのが同列に書かれており、これから作ろうとする制度を考える上で、目的というのは慎重に定めないといけないと思っている。別に子どもを産み育てる環境を整備することがいらないと言ってるわけではなく、もちろんそれも大事だが、それはまた別の条例を用意していただいたらよく、今回ここに入れ込んでしまうと、施策が混乱するのではないかと思う。

(部会長)

皆さん、それぞれのご意見いただけたらと思う。

(委員)

基本理念の6個目にある、子どもが子どもの権利についての理解、認識を深めるということを基本理念に入れることはすごく大事だと思っている。その続きの他者を思い

やる心を育むという点も大事なことだけれども、少し違う内容なのではないかと思っており、子どもの権利について理解するというのは、子ども自身が差別を受けていたり、生存や発達が脅かされていることを認識し、支援を求めることにつながるということが本来の意図だと思うので、そういったところまで踏み込んで記載できると、いいのではないかなと思う。

(部会長)

ここで文言を固めるつもりはないが、やはり子どもが自分の持つ権利をしっかり理解するということは1つはっきり理念として置き、他者を思いやるというのは、反射的というか、その延長で起これば理想だが、パラレルで書いてしまうと、昔の子どもの権利義務条例のように見えてしまうので、一旦ここで区切った上で、その先何を求めるかということがあれば理念に加えるというような建て付けで検討してはどうか。

(委員)

(仮称)滋賀県子どもの権利委員会の個別救済に至るまでのルートが、基本的に電話か面接を経るという形になっているが、ハードルが高いイメージもあるため、こころのサポートしがのLINE相談からも個別救済につながるルートがあればいいと思う。

(委員)

基本理念の1つ目にある子どもは権利を有する個人、社会を構成する一員、次代の社会を担う存在として尊重というように3つ並列で書かれているが、個人として尊重されるという点は憲法13条にも定められている重要な内容なので、それとそれを同列に書くべきではないと思っている。社会の構成する一員、次代の社会を担うということを別に否定するわけではないが、同列に書くくと個人としての尊重という部分が埋もれてしまうので、工夫をしていただきたい。

(委員)

そもそも今回の条例を作る理由は、国でのこども家庭庁やこども基本法が新たに作られた中、本当に子どもの権利というものをきちんと尊重していくということだと思う。基本理念にある社会を構成する一員や次代を担うということについて、結果的にそうなるべきものであるが、それを目的とするのではなく、社会を構成する一員になれなかったとしても、権利を有する個人として、守っていかないといけないことだと思う。社会を構成する一員と言うと、そこからドロップアウトしていくような子どもたちには権利はないのかということになっても困るし、権利を守るというその第一原則の中からは外しておくべきことかなという風にも思ったりするところ。子育ての喜びが実感できる社会環境については、子どもの権利とはちがうのではない

かと思う。また、保護者の第一的責任に関しては、保護者が虐待する場合もあるので、そこの関係性はどうかと思う。

社会で権利を守っていくということであれば、保護者はその社会の一員であることから、民法上の問題もあるだろうが、もう少し独立した子どもの権利というものをクローズアップさせるような文言にしておくべきではないかと思っている。私の立場で言うと、輸血や手術を拒否するような親がいたりする中で、第一義的責任は親にあると言われると、それは違うのではないかと思うので、子どもの権利をもう少し表にクローズアップできるような条例になっていただきたい。

(委員)

基本理念には、子どもにフォーカスを合わせた内容が増えてきたとは思いますが、子どもを中心に置く中に、急に子育ての喜びという親にフォーカスを当てた意見が入っていることに違和感がある。もちろん親が子育てに幸せを感じることは、子どもの幸せに通ずることもあるとは思いますが、直接的なものではないので、別としてあった方が良いのかなと思った。

(委員)

今、障害福祉の方では自己決定支援というのをよく言われる。自己決定支援というのは、子どもの目線に、大人の方が合わせて専門的に支援をしていくということ。基本理念で気になったのは、保護者の第一義的責任と子育ての喜びについて。これは親の気持ちでしかないので、やはり子どもの目線でお願ひしたいと思う。

また、障害があっても社会を構成する一員であることに変わりないので、書き方を少し考えていただきたい。

(委員)

基本理念について、子ども中心の条例なので、保護者が支援を受けることができるなど保護者に対する文言は必要ないのではないかなと思う。

(部会長)

私の意見だが、基本理念にある子どもの権利条約の4原則ということについて、これとは別に、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という大きく4つに分類される権利が分ける考え方もあり、似て非なる部分。生きる、育つ、守られる、参加するというのは子ども自身が持っている権利に対して、この条約の4原則というのは、例えば差別の禁止や意見の尊重という、周りの側がどういう風に子どもの権利について考えていくかというもの。この辺りのことをどういう風に反映するか。中核は、皆さんおっしゃる通り、子どもたちはどういう権利を持っているかということ

明白にする。そして、そこから先の部分について、権利が守られた結果、子どもたちがどうなることが理想かということについて、書くか書かないはともかく、考え方として先ほどから若干議論がある。

逆に、子どもの権利だけ書いという、そこだけが宙に浮く状態で本当にいいのかということもある。日本では児童福祉法が昭和 22 年の 12 月に作られ、最初は児童の権利に関する内容と、どのような措置をするかということだけが定められていたが、途中から、やはり子どもとそれを育む家庭を法律に入れざるを得ないという歴史がある。そういう意味では、事務局で引き取っていただきたいと思うが、条例の建付けとして例えば第 1 編は子どもの権利をしっかりと書き、第 2 編でそれを保証するための社会的なシステムを書くということも考えられる。

多くの委員が言われているように、子どもの権利を読み取ることができ、子ども自身にも理解してもらうことは外せない。

その上で、どこまでを射程に入れるかということについて、建て付けを議論したいと思う。

私のやや思いつきもあるので、ぜひともご意見いただけたらと思う。

子どもの権利委員会の前に 1 つ申し上げたいのは、アドボケイトについて。かつては誰かに代わって言う代弁と訳していたが、現在は子どものことに限定されつつある。子どもの権利条約第 12 条は、自分に関わることを自由に表明できるとあり、言葉でなくても絵や音楽でもいい。大人サイドとして考えないといけないのは、子どもの意見を受け止める仕組みをまずは強く意識する必要があり、そして個別救済が必要なものは救済につなげていくという、声を受け止めるステージとそれを解決するシステム。意見を聞いてもらうことによって逆に言う力が育つ。個別救済も重要だが、その前段として子どもの意見を受け止めるシステムの方が私は県としてとても大事だと思う。まずはしっかりと受け止めるというワンクッションを意識するというのを行政には意識していただきたい。

#### (委員)

子ども県議会においても、子どもたちが先生や大人に対してどのように意見表明しやすくなるかという方法について教育長へ質問したところ、タブレットを活用した仕組みを検討したいと言われており、何でもとりあえず言うという機会を作るにはとても有効的な方法になるのではないかと聞いていた。

全体的な話で、子どもの権利の部分と子どもを育む側の内容を、分けるという考えはあるのか。

#### (事務局)

子どもを育む大人側の内容は盛り込もうと考えている。改めてなぜこの条例を作るの

かということについて説明させていただく。現行の子ども条例が平成18年に作られ、現在の県の子ども政策の基本的な理念になっているところ。しかし、当時から子どもの権利条約を日本は批准していたが、子どもの権利については謳われておらず、昨年施行されたこども基本法では子どもの権利条約を踏まえた基本理念を定められている現状がある。また、現行条例から18年が経過する中で子どもを取り巻く環境が変化する中、滋賀県として新たな子ども施策のベースとなるもの、条例を作ろうと審議会へ諮問したところ。

子ども施策の中には、子どもの各段階に応じて切れ目ない支援をするということはもちろんだが、こども基本法の定義にもあるとおり子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援という保護者側の内容についても子ども施策の一部として含まれている。

そういった子ども政策の基本となるものを今回作るものなので、委員に頂いた事前メモには子どもが困難であるという立法事実しか記載されていなかったが、資料1-1の制定の趣旨の右上3点目にあるとおり、子どもだけではなく、やはり保護者が抱えている負担感や不安についても立法事実として見る必要があると考える。

そのため、目的には県民が安心して子どもを産み育てることができるということや、基本理念には、全ての子どもや保護者が支援を受けることができる、子育ての喜びを実感できる社会の環境の整備といった子ども施策の対象である保護者側の内容を入れている。こういう考えで、子どものみを対象とした権利保護条例ではなく、子ども施策の基本となる条例、こちらを新しく作りたいという趣旨である。

(委員)

今日だけではなくて、かねてから保護者側の内容について、各委員の方がいろんな異議を仰っている中で、事務局としては言い回しを少し変えつつも残している。変える余地がないのであれば、6月の取りまとめに向け、その議論自体もういいのではないかと感じたところ。子ども側と大人側を分けた上で、書いたらいいのではないか。

(部会長)

審議会としてどう提言するかということなので、事務局が決めつけるわけではないが、諮問には、子どもの権利だけを書き出すというよりは、現行条例の育ち育てるというユニットとしての育てる側の視点が含まれている。

しかし、人口減少の中でどうするか、同心円ではないけれども、やはり子どもをあくまで中核にしながら、それがしっかりと読み取れるようにしたい。

理想論だけでというか、あるステージで普遍化すると、障害や国籍など様々な課題と抵触する懸念があるので、技術的なところも含めて事務局と詰めながら検討したい。

(委員)

他者を思いやることや、次代の社会を担う存在として尊重ということはもちろんだが、発言のあったアドボカシーについて、具体的に話しておいた方がいいのではないかと思う。国では共同親権の議論がなされている中、子どもの意見が通りにくくなることも考えられるが、その時にまず子どもの意見は何なのかということ聞き取ってあげる仕組みを示してあげられるようなことができないかなと思う。

(部会長)

共同親権の問題は、今後様々な影響が想定されると思うが、子どもの最善の利益あるいは意見をどう確保するか。先ほど申したしっかり意見を聞くステージと、それから個別救済的な側面。子どもの権利条約 12 条との関係で言えば、やはりしっかりとどこかが子どもに寄り添うアドボケイト、子ども自身の意見表明権をどう確保できるかというのは大事。その辺りは、この条例で解決できるのか、カナダのトロントではアドボケイトという子どもに保護者ではない弁護士のようなアドボケーターが就くような仕組みが 30 年以上前から動いているが、そういう視点も含めて、大事なご意見だと思う。

(委員)

資料 1 - 2 の 3 ページにある組織イメージについて、大きく個別救済を含めて書かれてはいるが、少し違和感がある。こころん дайやるで拾う意見が内容によっては他機関に引き継がれるという形になっているが、いじめの問題をこころん дайやるに相談してもいいとされているのに、それを教育委員会に戻されるとなると、閉塞感の中で議論されているようなテーマになってしまうと思うので、ダイレクトに何か訴えたいという気持ちが強いのであれば、他機関に引き継ぐなどということではなくて、もう少し突っ込んで子どもの心を聞いてあげるようなプラットフォームに変えていかないといけない。愚痴を言うと教育委員会に行ってしまうという話になると、話せることも話せないと思うので。

(部会長)

この図について、補足があれば説明いただきたい。

(事務局)

こころん дайやるの機能役割について、まず 1 つは傾聴することによって子ども自身での解決に結びつけていく対応がある。また、こころん дайやるというのは、子どもに関するよろず相談窓口のように何についても電話していただける形なので、適切な相談先が他にあるようならそこを紹介する。相談内容によっては、例えば虐待の関係



であると児童相談所へ連絡するという、法律に定めがある場合や緊急性の事案などは、こころんだいやるから直接関係機関へ連絡することがあり、令和4年度の実績で言うと376件。こういった取組をこころんだいやるでは実施しているところ。

そして、今回、さらに次のステップとして子どもの権利委員会の方に流れる仕組みを考えている。適切な引継先がないような事案、例えば埼玉県の実例では、学校・先生と子どもとの関係で、なかなか学校に言っても拉致があかない、それぞれの主張が異なっているというような場合、第三者的な立場から学校と子どもとの間に入り、調整活動を行って解決に結びつけていくという流れで今考えているところ。

(部会長)

現状はそういうこと。一時期、県は教育委員会から形式的には独立した形でいじめの電話相談っていうのを数年置いていたことがあり、その後、こころんだいやるに統合する形となった。やはり、相談の多くが教育委員会に関連する内容が多いことはもちろんだが、児童虐待についても保護者によるものだけではなく、芸能界の性加害の問題など多様化している。いずれにしても、子どもの権利委員会をここに置くということであるが、子どもが相談する時のハードルの高さなども含めて、子どもが何かを言いたくなった時にそれを受け止める仕組みと、その中で必要な場合にはしっかりと個別救済につなげる。

その辺りの構成を整理しつつ、一方で、この答申の中ではどこまでを示すかということについては宿題だと思う。その点について事務局はどう思うか。つまり、この中のフロー図まで詰め切る時間はないのではないかと思う。

(事務局)

条例自体には、組織の要点、何をするか、何人で構成するのか、主な機能の部分は規定する必要があると思っているので、そういった部分と、どういった点に留意する必要があるのかなどについても答申には入れ込む必要があると考える。さらに詳細な実務レベルのようなことまでは答申には想定しないが、併せて事務局では検討を進めていく。

(委員)

こころんだいやるを子どもの声を聞く窓口として大きく捉えているが、このこころんだいやるにかかってくる電話の子どもと大人の比率はどの程度か。

(事務局)

令和4年度全体で3714件の相談があり、そのうち子どもからの相談は921件で、母親からの相談が最も多く2,535件あったところ。その他、父親、祖母となっている。

(委員)

子どもの声をしっかり受け止められるようなシステムにしていきたいと思うので、こころんだいやるも窓口の1つとしてはいいと思うが、他にも例えば子どもの居場所作りをされているような民間の団体とかからも相談しやすいような仕組みができればいいなど漠然としてだが思っている。

(部会長)

こころんだいやるには昔関わっていたことあるが、リピーターがすごく多い状況。子どもだけではなくて保護者からも多いので、やはり子ども中心で考えた時にどういう仕掛けがあるのかというあたりも、繰り返しになるが、子どもの声をしっかり聞くというステージをまず作り、その中から必要に応じて積極的に子どもの権利委員会の方へ繋ぐという建て付けを明確に子どもたちにもわかるよう工夫をお願いしたいところ。

(委員)

保護者への支援という視点はもちろん当然だと思っており、それを条例に入れること自体は賛成。実行能力のない条例にあまり意味はないと思うので。しかし、基本理念に親への支援について入れるのであれば、それは子ども基本条例というより子育て基本条例に近いものが出来上がるのではないかと思うので、あくまでこの基本条例とする以上は、大人への支援を堂々と置くのは少し違和感がある。

(部会長)

入れる、入れないはともかくこの名に恥じないようなすっきり読み解きやすいものを目指せるといい。

(委員)

資料1-1の全体像は条文ではなく図で書いているので、基本理念の中に目的を書いているのか手段を書いているのか、よくわからない。やはり児童虐待を減らすためには、子育てしやすい環境を作ることは手段として大事だと思っているので、どこかに書くことを絶対やめろとまでは言わないが、これが目的になってしまうのはおかしいと思っている。これまで言い続けているが、大事なことだと思う。

少し前にLINE相談について話があったが、県が実施されているLINE相談は外注しているのか。それとも県が直接実施されているのか。他の自治体であれば東京の会社へ一括して対応してもらっているような事例があるが、滋賀県はどんな形でやっているのか。

(事務局)

外部への委託により行っている。

(委員)

そのようであれば、こころんだいやるのような形で、委託先の業者と連携を密にするというのは難しいのか。

(事務局)

資料1-2の3ページ目の図であるが、こころんだいやると、その下に子ども版知事への手紙等というところをオレンジ色で枠囲みしているが、こころんだいやるだけに来た相談を右に流すのではなく、その他にも県で設けている知事への手紙や先ほどご指摘のあったLINE相談というような窓口とも連携することが必要と考えている。連携して機能するためには、子どもの現状把握や一定の基準・判断の基に子どもの権利委員会の方に流れるような仕組みを設ける必要があると思っており、その調整役をこころんだいやるに置くイメージをしている。

(委員)

今のこの図を見るとこころんだいやるだけから権利委員会へつながるように見えるが、多様なところから吸い上げることが必要。個別救済が必要な深刻なケースだけではなく、もっと身近な子どもの意見をどう吸い上げるかということについても、この図が関わる必要があると思う。例えば、県と連携して学校への訪問授業等と書いているが、1回行って終わりではなく、むしろアドボケイターのような人がたくさんいるイメージの方がいいのかなと思う。そこで、学童保育やフリースクールのような居場所を巡回し、意見を届けることができる仕組みまでできると、予算がもちろん必要になるが、より実効性のあるものになるかなと思う。

(事務局)

目指すべきゴールが、私たちの思いと委員の一部の皆様とで少し違うところがあるように今までのご議論を聞いておりました。滋賀県としては、計画の策定公表というのがあるが、今年度子ども若者プランの改定を進めているところ。県の子ども関連の施策というのは、子どもの視点、若者の視点、保護者の視点、それから社会の視点があり、これらに対して様々な施策を打っていくというもの。しかし、現行の子どもの条例には子どもの権利について触れられていないので、その視点は重要であると考えており、ぜひとも今回の条例に入れたいと思っているが、一方で保護者の視点というのも必要と思っているので、総合的な子ども計画と位置付け実行するためにも、その元となるような条例となるよう事務局としては考えているところ。

そのため、当然、子どもの権利に特化することは1つの考え方かもしれないが、先ほど申し上げた観点からのご議論をいただけるとありがたい。皆さんの考え方を否定するものではない。諮問もそのような考えの基にしているところなので、よろしくお願いしたい。

(部会長)

子どもの権利を中核に置きつつ、それ以外の周辺部分をどう広げていくか。  
淡海子ども若者プランの制定根拠はこの条例ではない理解でいいか。

(事務局)

こども基本法に基づく都道府県こども計画という位置付けの他にもいくつか関連法令はあるが、今回新たに策定する条例に基づく計画としても位置づけることを考えている。

(部会長)

これまでは、複数の法令で定められている計画を束ねるような位置付けであったものが、この条例に基づく計画としての位置付けも加わる。

その際に、子どもの権利を明示しておくということは、プランにも影響がある。併せて、子どもを育む側について条例の建て付けを工夫し、例えばいくつか第何編みたいに分ける、あるいは1つの条文を2つに区切って、育む側としては、しっかりとこういう視点で守るんだというような建て付けをクリアにできれば、それはそれで構わないと思う。

育む側の文言がどんどん出てくることにより、子どもの権利が埋没してしまう、把握しにくいような建て付けは避けたいという意見が多く出たと思うが、必ずしもその当初の趣旨とずれているというわけではないと思っているので、事務局と調整させていただければと思う。

(委員)

少子化の問題は大きな課題だと思うので、子育ては少子化対策として徹底的に独立で検討されたらいいのではないかと思う。1本化する必要はなく、別々でもいいのではないかと思う。

(部会長)

世界的に見ても、少子化対策は子育てのパートナーのような形で議論するだけでは全く及ばないということが明白になっている。今から20年くらい前は子育て支援で回復できるというのがかなり通説だったが、今では子育て支援で少子化が回復しないという

のが社会科学の基本認識。つまり、経済格差の問題や婚姻をどう考えるか、あるいは結婚と出産の関係のような社会文化的な文脈なので、その辺りについては、及ぶところ及ばないところはある。

ただ、いずれにしても、子どもの権利を守る仕組みということは片方で必要と思うので、その辺りのバランスというのはまた検討させていただく。

(委員)

先ほど県が思う方向性で検討いただきたいと事務局から発言があったが、これまでから子どもの権利に重きを置くという議論をしてきたつもり。

子ども WEB アンケートの結果を見ると、電話という回答は3パーセントあるが、自分の信頼できる人にまず話すという回答が多かったので、やはりそのルートを確保すべきだと思う。電話では直接繋がれない子どもが中にはいるかもしれない。また、多言語化対応という視点も必要。やはりいつも身近にいる大人が話を聞いてくれる状況を確認することが、子どもの権利を守ることに一番近づくのではないかと思う。

(事務局)

先ほどの発言については、決して今までの議論を全く無視した話ではなく、むしろ子どもの権利というのは大事にすべきだと思っており、それを条例に書き込んでいくことについては全く異論ない。ただ、保護者等の視点も入れていただきたいというのがこちらの思いである。

(委員)

現行の子どもの条例は、全てが親目線の文面になっている。旧態依然として引き継ぐような発想はこの際やめていただきたい。というのは、子どもの権利条約があり、子ども基本法もでき、子どもの権利を本当に大事にしていこうという大きな流れがある中で、子育て的な発想を文面に盛り込むのは少し違うのではないか。この際、本当に子どもの権利というのを守るために何が必要かという建て付けにしなければならないと思っており、親への支援というのは、子どもの権利を守るためのプロセスであるので、それを同じ文面の中に入れていくというのは少し違うのではないか。

(部会長)

せっかく条例を作るわけなので、子どもの権利を滋賀県としてどう考えるのか揺るぎなく受け止めていただけるようにする一方で、そこから先をどこまで示すかということについて、単に権利だけを書くのではなく、県としてどこまで保証するのか、どういう仕組みで守るのかという部分も必要になるだろう。この辺りが整ったものになうよう、次回は条文のたたき台のようなもので議論したいと思う。

平成18年に子ども条例を作る時、議会との関係で修正が入った部分もあるが、令和となり、改めて子どもの権利をどのように子どもたちに伝えていくのか、ということが侵害されているのか、その辺りの視点で、委員の方々の意見を最大限盛り込みつつ、現実的なものになればいいなと願っている。

(委員)

正直な感想を述べると、思っていたものと違うというのが第一の感想。子どもを中心に、他の要素を入れることはもちろん大事だとわかっているが、今後違う解釈をされるようなおそれもあるのではないかな。

(部会長)

本日委員から意見のあった子どもの権利そのものにシャープに焦点当てつつ、もう片方でどういう建て付けで権利以外の部分を入れるのかという話だと思うので、それを踏まえた上で次回の準備をしていただきたい。

子どもの権利委員会という附属機関を置くというのは英断だと思うが、その手前のところで、子どもたちの意見表明権をどう確保するのかという部分についても、部局横断的にご検討いただきたいと思う。しっかりと聞くことに加え、もう1つ大事だと思うのは、聞いたことを子どもたちにフィードバックすること。ミクロで言えば、「あなたはこういうことが言いたかったのね、なので私たち精一杯これやったよ」あるいは「これができない、こういう理由でできなかったよ」というのをしっかりとフィードバックする。あるいは、今回のアンケートのように、マクロ的にこういう声聞いたので、県としてはこのように受け止めているというのをフィードバックする。個別救済の手前のところでしっかり聞いてしっかり返すことを意識してもらう必要はあると思うので、併せてお願いしたい。

(委員)

繰り返しになるが、アドボケーターの養成はこれからだと思っており、今すぐ配置するというような話ではないと思うが、大事なことだと思うので、何らかの形で条文に入れていただきたい。

(部会長)

まだまだご意見等もあるかと思うが、時間に限りがあるので、本日はここで終了させていただきます。

(以上)